

協同

月刊 BUSINESS-LINK 中小企業連携組織活性化情報

京都府中小企業団体中央会

newsline

2018/3

MOCOフォーラムを開催	1
特集Ⅰ 平成30年度税制改正 中小企業・小規模事業者関係税制改正のポイント	2~5
中央会NEWS 女性のためのキャリアアップセミナーを開催	6
新加入会員紹介	6
KCインフォメーション配信登録募集中!	6
平成30年6月分から個人住民税を特別徴収していただきます	6
中央会NEWS 平成30年北部地域新年懇談会を開催	7
組織化推進地域別セミナー（京都府南丹地域）を開催	7
特集Ⅱ 京都府の労働事情②	8~9
特集Ⅲ 組合事務のポイント	10
会長コラム No65 女子バッシュ	11
京都経済お天気	11

京都府中小企業女性中央会・京都府中小企業団体中央会 MOCOフォーラムを開催

本会の女性部組織である京都府中小企業女性中央会（会長 伊庭節子：本会理事・八島おかみさん会会長）との共催により、平成30年2月9日（金）、ホテルモントレ京都において、『MOCOフォーラム』を開催、約40名が参加した。

本フォーラムは、本会と京都府中小企業女性中央会が連携し、京都府内の中小企業経営や中小企業組合活動に携わっている方々を対象に、誰もがイキイキと輝き更なる活躍を応援するため、資質の向上と情報交換、地域や業種を越えたネットワークづくりを目的に実施したものである。

第1部のセミナーでは、日本アンガーマネジメント協会認定 アンガーマネジメントコンサルタントの井上泰世氏（株式会社ナースハート 代表取締役）を講師に招き、『イラッ☆ムカッ☆の処方箋 ～アンガーマネジメントのすすめ～』と題した講演を拝聴した。

井上氏は、「怒りの感情は人間にとってごく自然な感情の一つである。怒る必要のあることには上手に怒れ、怒る必要のないことには怒らないようにすること。アンガーマネジメントは、怒りの感情と上手に付き合うための心理トレーニングである」と説明され、ワークショップを交えながら、怒りの性質、怒りの原因、アンガーマネジメントのテクニック等について学んだ。「私たちが怒らせているものの正体は、自分の願望、希望、欲求を象徴する「べき」である。自分の「べき」と周りの「べき」を知り、自分の「べき」の許容範囲を広げていく努力が必要である」と説かれ、「怒りの感情は伝染しやすい。怒りの連鎖を断ち切るためにアンガーマネジメントを始めていただきたい。世の中にアンガーマネジメントをできる人が増えれば世の中の怒りが減り、笑顔が増える」と結ばれた。

第2部の交流会では、和やかな雰囲気の中で情報交換が行われ、連携・交流を深める有意義な場となった。



講師 井上泰世氏

中小企業・小規模事業者関係税制改正のポイント

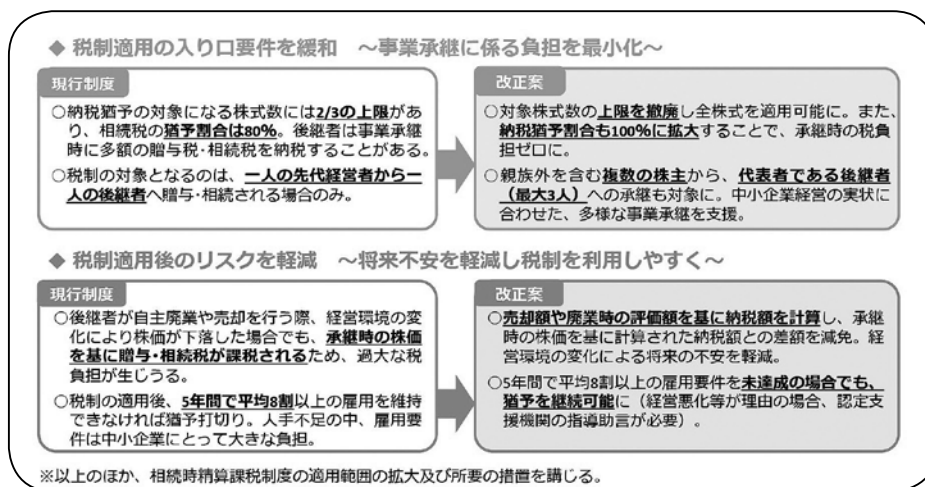
平成30年度税制改正大綱が閣議決定され、経済産業省関係の税制改正が公表されました。ここでは、中小企業・小規模事業者に関する税制改正のポイントについてご紹介いたします。

中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充（贈与税・相続税・登録免許税・不動産取得税）

円滑な世代交代を通じた生産性向上を図るため、事業承継税制について、その対象を抜本的に拡充することにより、事業承継を強力に後押しするとともに、M & Aを通じた事業承継について、新たに支援措置を創設することで、多様な経営引継ぎの形態に応じた次世代経営者への事業承継を加速させる。

1. 事業承継税制（相続税・贈与税）

事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」を今後5年以内に承継計画（仮称）を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象とし、抜本的に拡充する。

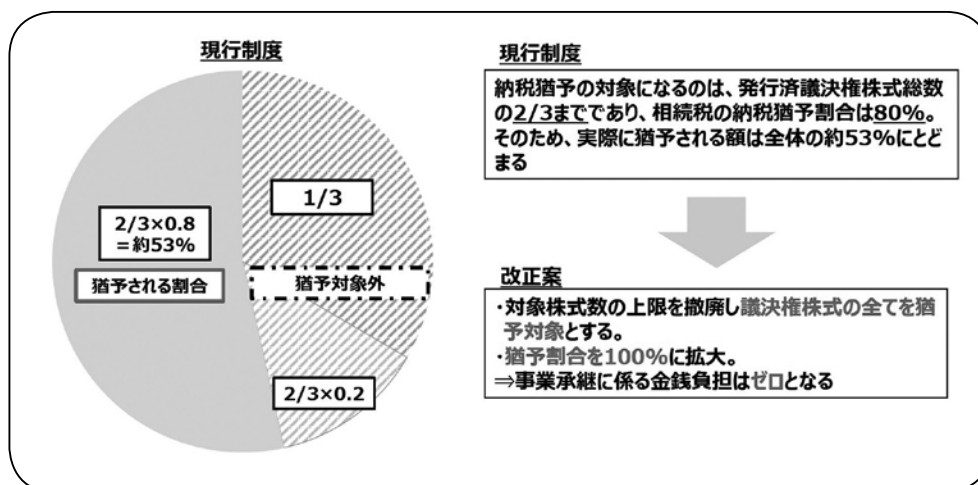


① 対象株式数上限等の撤廃 拡充

現行制度では、先代経営者から贈与/相続により取得した非上場株式等のうち、議決権株式総数の2/3に達する部分までの株式等が対象（贈与/相続前から後継者が既に保有していた部分は対象外）。例えば相続税の場合、猶予割合は80%であるため、猶予されるのは $2/3 \times 80\% = \text{約}53\%$ のみ。

改正案は、対象株式数の上限を撤廃（ $2/3 \rightarrow 3/3$ ）、猶予割合を100%に拡大することで、事業承継時の贈与税・相続税の現金負担をゼロにする。

改正概要

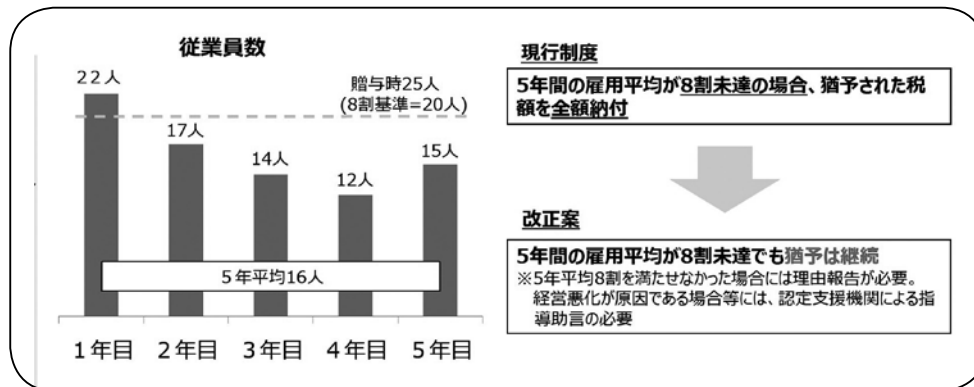


② 雇用要件の実質的撤廃 拡充

現行制度では、事業承継後5年間平均で、雇用の8割を維持することが求められている。仮に雇用8割を維持できなかった場合には、猶予された贈与税・相続税の全額を納付する必要がある。

改正案では、制度利用を躊躇する要因となっている雇用要件を実質的に撤廃することにより、雇用維持要件を満たせなかった場合でも納税猶予を継続可能とする。（※雇用維持が出来なかった理由が経営悪化又は正当なものと認められない場合、認定支援機関の指導・助言を受ける必要がある。）

改正概要

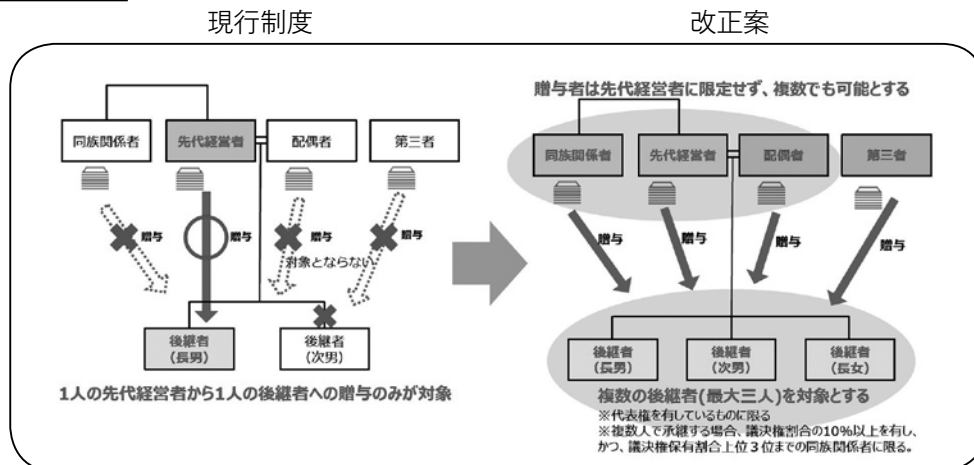


③ 対象者の拡充 **拡充**

現行制度では、一人の先代経営者から一人の後継者へ贈与・相続される場合のみが対象。

改正案では、親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）への承継も対象とし、中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援する。

改正概要

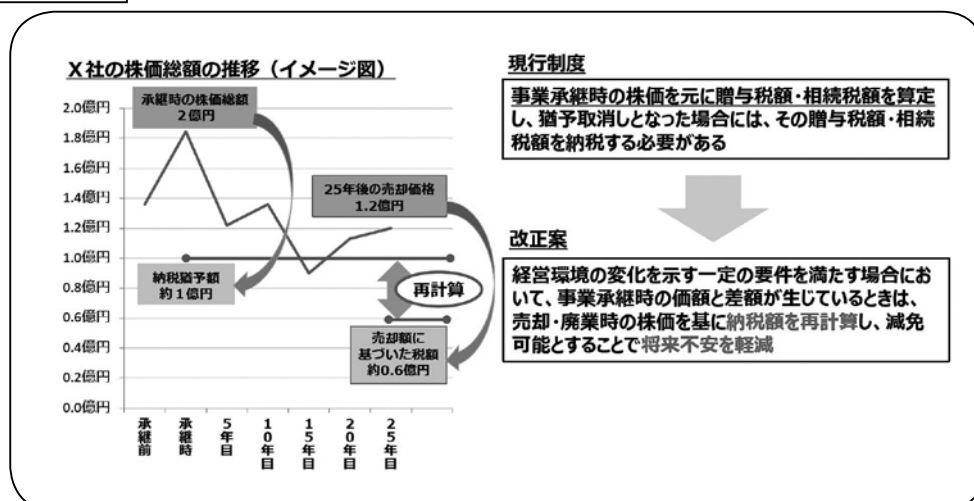


④ 経営環境変化に応じた減免 **創設**

現行制度では、後継者が自主廃業や売却を行う際に、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税を納税するため、過大な税負担が生じうる。

改正案では、売却額や廃業時の評価額を基に納税額を再計算し、事業承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免することで、経営環境の変化による将来の不安を軽減する。

制度概要

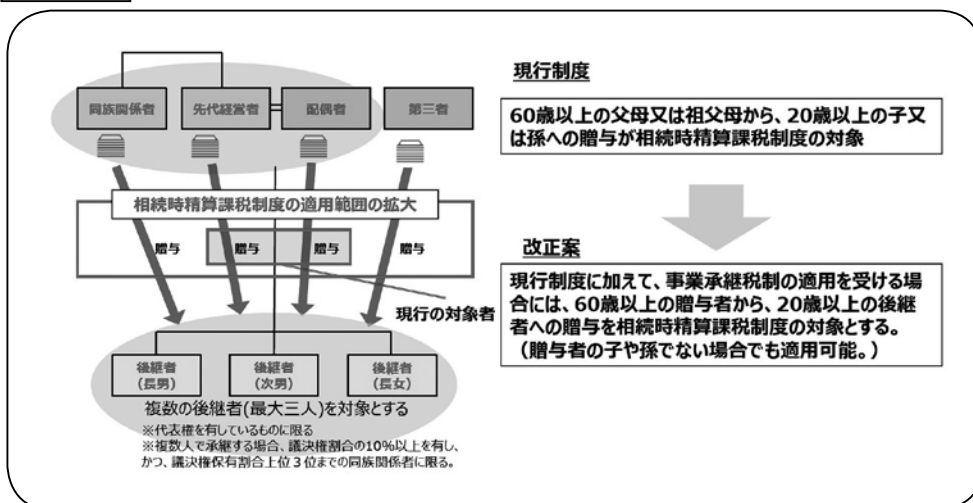


⑤ 相続時精算課税制度の適用範囲の拡大 創設

現行制度では、相続時精算課税制度は、原則として直系卑属への贈与のみが対象。

改正案では、事業承継税制の適用を受ける場合には、相続時精算課税制度の適用範囲を拡大することにより、猶予取消し時に過大な税負担が生じないようにする。

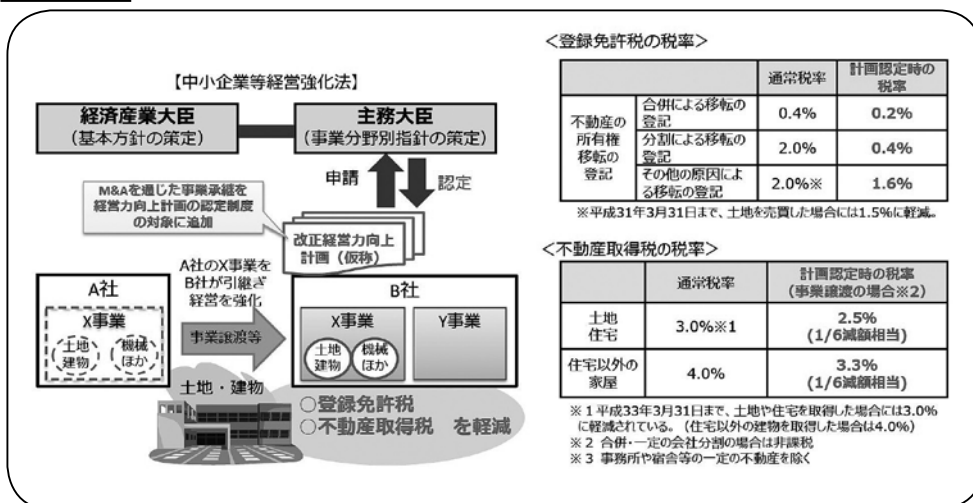
制度概要



中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設 (登録免許税・不動産取得税) 創設

後継者が不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、いわゆるM&Aにより経営資源や事業の再編・統合を図ることにより、事業の継続・技術の伝承等を図ることが重要。そのため、中小企業等経営強化法を改正し、M&Aによる事業承継を支援対象に追加することで、第三者への事業承継を後押しする。また、認定を受けた経営向上計画(仮称)に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減することで、次世代への経営引継ぎを加速させる措置を創設する。【適用期限：平成31年度末まで】

改正概要



中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設 (固定資産税) 新設

集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための臨時・異例の措置として、償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じる。

特例措置の内容

○以下の要件を満たす設備投資を対象

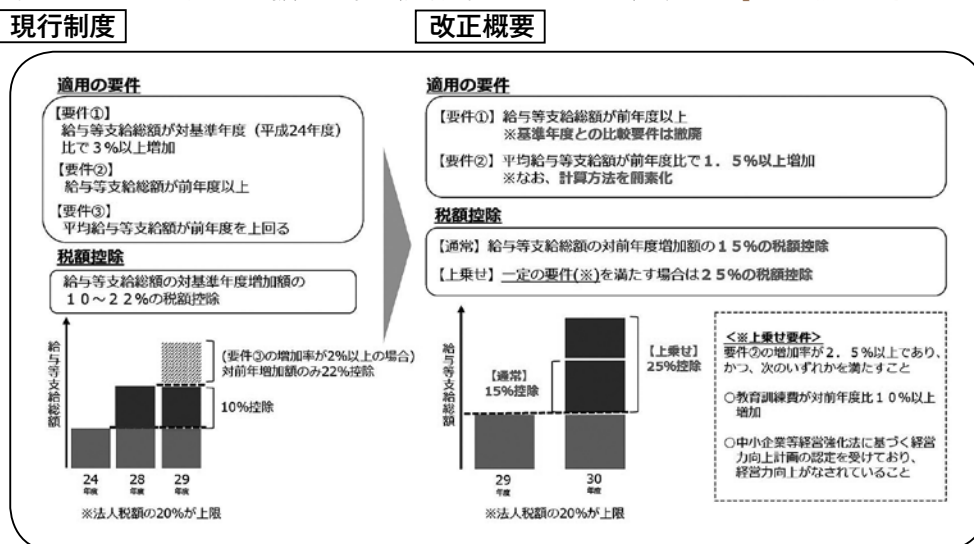
①市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資

- ・ 中小企業は商工会議所・商工会等と連携し、設備投資計画を策定
- ・ 企業の設備投資計画が市町村計画に合致するかを市町村が認定

- ②真に生産性革命を実現するための設備投資
(導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資)
- ③企業の収益向上に直接つながる設備投資
(生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資)
- ※ ②及び③の要件を満たすことにより、単純な更新設備は除外される
- 特例率は、3年間、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合とする。
- 当該特例措置は、集中投資期間(平成30年度～32年度)に限定

中小企業の賃上げ支援強化【所得拡大促進税制の拡充】(所得税・法人税・法人住民税) [拡充・延長]

従来の制度から支援を深堀り(控除率10→15%)するとともに、制度をシンプルにし幅広い企業の活用を推進し、中小企業の賃上げを強力に支援する。また、大企業並みの高い賃上げ(2.5%以上)に加えて人材投資や生産性向上に取り組む企業には、更に大胆な支援を実施(控除率22%→25%)する。**【適用期限：平成32年度末まで】**



中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税) [延長]

従業員1,000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認められている。そこで、中小企業者における償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、及び少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を支援するため、適用期限を2年間延長する。**【平成31年度末まで変更なく延長】**

中小法人の交際費課税の特例(法人税・法人住民税・事業税) [延長]

法人が支出した交際費は、租税特別措置法により原則として損金不算入とされているが、中小法人については、特例として定額控除限度額(800万円)までの損金算入が認められている。そこで、交際費は中小法人の事業活動に不可欠な経費であり、販売促進手段が限られる中小法人を支援するため、適用期限を2年延長する。**【平成31年度末まで変更なく延長】**

産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定自治体における軽減措置(登録免許税) [延長]

地域における創業を促進し、地域経済の活性化を図るため、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を受けた市区町村において、「特定創業支援事業」の支援を受けた創業前の個人及び創業後5年未満の個人が、新たに株式会社、合名会社、合資会社、合同会社を設立する際の登録免許税の軽減措置を行う。**【適用期限：2年間(平成31年度末まで)】**

欠損金の繰戻しによる還付制度(法人税) [延長]

欠損金が生じた場合、前年度に支払った法人税の繰戻還付を受けることができる措置。**【適用期限：平成31年度末まで】**

<ご参考>

平成30年度中小企業関係税制改正の詳細は、中小企業庁ホームページをご覧ください。
URL <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2017/171225zeiritu.htm>

女性のためのキャリアアップセミナーを開催

平成30年1月17日（水）、京都ウィメンズベースアカデミーにおいて、「女性のためのキャリアアップセミナー」を開催した。本セミナーは、更なる活躍を目指す女性を応援するため、本会女性部組織である京都府中小企業女性中央会（会長 伊庭節子：本会理事・八島おかみさん会会長）と連携し実施した。

第1部のセミナーでは、株式会社ウィズネス 代表取締役の本田妃世氏（教育コンサルタント）を講師に招き、『ムダをなくし、仕事がサクサク進む仕事術』をテーマに、手戻りのない受命の受け方と出し方、時間のムダをなくすための5Sの実践等について説明が行われた。

第2部のMOCOカフェでは、京都府中小企業女性中央会 副会長の和田登美子氏の進行により3グループに分かれて「仕事のミス防止」をテーマに意見交換を行った。



第1部 セミナー

新加入会員紹介

※掲載につきましては、掲載のご承諾を頂いた会員及びその内容を掲載しております。

特別会員

会 員 名 株式会社韋城製作所
所 在 地 京都府京丹後市峰山町四軒20番地の2
代 表 者 代表取締役 山本 正
設立(創業)年月 昭和37年7月
従 業 員 数 45名
主 な 事 業 機械器具製造

会 員 名 株式会社セイワ工業
所 在 地 京都府久世郡久御山町佐古外屋敷192
代 表 者 代表取締役 東 憲彦
設立(創業)年月 昭和58年8月

会 員 名 株式会社ソーゴギケン
所 在 地 京都府宮津市須津1676-1
代 表 者 代表取締役 門河 良典
設立(創業)年月 昭和63年3月
従 業 員 数 14名
主 な 事 業 測量業、地質調査業、建設コンサルタント

会 員 名 株式会社草川精機
所 在 地 京都市南区上鳥羽麻ノ本町20番地4
代 表 者 代表取締役 艸川 茂
設立(創業)年月 昭和37年5月
主 な 事 業 精密機械部品の加工

会 員 名 池田酒造株式会社
所 在 地 京都府舞鶴市中山32番地
代 表 者 代表取締役 池田 恭司
設立(創業)年月 昭和27年1月
従 業 員 数 4名
主 な 事 業 清酒、リキュール製造販売

会 員 名 長崎工業株式会社
所 在 地 京都府舞鶴市森井尻町521番地
代 表 者 代表取締役 長崎 良一
設立(創業)年月 昭和51年7月
従 業 員 数 35名
主 な 事 業 製缶及び金属機械加工

登録はお済みですか？

京都府中央会メールマガジン

KCインフォメーション配信登録募集中！

京都府中央会では、施策情報をはじめ本会や関係機関等からのイベント情報等について、電子メールにより情報配信を行っています。組合員企業への情報提供にもご活用頂ける内容ですので、ぜひご登録下さい！

■配 信 日 月3回（10日・20日・30日）
※但し、配信日が土・日・祝日の場合は、原則としてその前日に配信

■登録方法 京都府中央会ホームページ「メルマガ配信サービス」よりご登録下さい。
URL <http://www.chuokai-kyoto.or.jp/>
※ホームページの閲覧が困難な場合は、本会までご連絡下さい。

■お問合せ 京都府中小企業団体中央会 総務情報課
☎ 075-314-7131

～平成30年6月分から個人住民税を特別徴収していただきます～

従業員の個人住民税（府民税及び市町村民税）は、所得税と同じく事業主による特別徴収（給与から天引き）によることが、地方税法で義務付けられています。

京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県の府県内の市町村では、平成30年度から、原則として全事業主を特別徴収義務者に指定し、平成30年6月給与分から従業員の個人住民税の特別徴収を徹底します。

個人住民税は各自治体にとって行政サービスを支える貴重な財源です。皆さまのご協力とご理解をお願いします。

詳しくはこちら↓

<http://www.pref.kyoto.jp/zeimu/1294272482211.html>

《お問い合わせ先》

- ・特別徴収の推進の取組みに関するお問合せ先
京都府総務部税務課個人住民税担当 （075-414-4433）
- ・具体的な手続きに関するお問合せ先
従業員がお住いの市町村の個人住民税担当課

平成30年 北部地域新年懇談会を開催

平成30年1月29日(月)、ホテルマーレたかた(東舞鶴)において、北部地域新年懇談会を開催した。前日までの雪が残るなか、北部地域会員組合等の役職員をはじめ行政・関係機関等からのご来賓を含め約150名が出席した。

早瀬隆之副会長の主催者挨拶により開会、第一部の新春講演会では、京都府舞鶴市中山で造り酒屋を営んでいる、池田酒造株式会社 代表取締役 池田恭司氏を講師に招き、『日本酒の現状と未来』と題し講演をしていただいた。

講演では、日本酒の国内需要が低迷する中、池田酒造の味を守りながらも、伝統に縛られることなく、かつ、流行やニーズにも捉われることのない理想の酒を追求していきたい。また、地域を大切に、共に歩いていくという思いで日々酒造りに励んでいる旨の話があった。

第二部の交流懇親会では、渡邊隆夫会長が開宴の挨拶を行った後、多々見良三舞鶴市長、野村賢治京都府中丹広域振興局長よりご祝辞を頂戴した。その後、小西剛舞鶴商工会議所会頭のご発声により乾杯を行い、終始和やかな雰囲気の中で歓談交流が行われ、山下信幸副会長による挨拶にて、盛会裏に閉会した。



講師 池田恭司氏



講演の様子

組織化推進地域別セミナー(京都府南丹地域)を開催

平成29年12月12日(火)ガレリアかめおか(亀岡市)にて、中小企業・小規模事業者による中小企業組合等の設立や既存組合の活性化を図るため、京都府南丹地域(対象:京都府南丹広域振興局エリア)を対象とした組織化推進地域別セミナーを開催し、行政機関・支援団体・組合役員等35名が出席した。

第1部の講演では、中小企業診断士 清水 透氏より「事例に学ぶ連携の重要性と組合活性化策」と題し、①組合を巡る経営環境の変化と、会社との比較も含めた組合の特徴、②業界課題の解決手法と共同事業運営に対する考え方、③具体例を交えた組合活性化策や組合活動を通じた社会的な課題への対応の必要性等について講演いただいた。

続いて、亀岡商業協同組合 専務理事 田中英也氏から「取り巻く経営環境の変化への対応と今後の展望について」と題し、組合の設立経過とともに設立後約20年が経過する中で取り組まれてきた具体的な事業内容等について組合活動事例の発表があり、地域中小事業者の連携を通じた大型店対策として①ポイントカードを活用した顧客の誘引・固定化、②事業の機能強化による組合員の情報武装等の取組内容について説明された。さらに、顧客満足度の向上と組合員の経営改善にむけた今後の展望が熱く語られた。



中小企業診断士 清水 透氏



亀岡商業協同組合 専務理事 田中英也氏

アイシーエル人材育成研修 定員 各20名

平成30年 新入社員研修

少人数制!(各回20名) 実践的ロールプレイング!

10月頃開催のフォローアップ研修に無料ご招待!

中央会会員様
表示金額より
10%OFF

2日 ¥32,400 (税込)

※①②どちらか1日だけの受講も可能です。1日 ¥16,200(税込)

	1日目	2日目
①	4月3日(火)	4月4日(水)
②	4月9日(月)	4月10日(火)

中央会特別会員

ICL

株式会社アイシーエル

☎075-708-7253

URL <http://www.icl-web.co.jp> E-mail training@icl-web.co.jp

〒600-8413 京都市下京区烏丸通仏光寺下ル大政所町 680-1 第八長谷ビル 10F

詳細・お申し込みは Web サイトへ

アイシーエル 検索

営業時間 9時～18時(土・日・祝日は休業)

本会では、京都府内の中小企業の経営状況等を的確に把握するため、中小企業の抱える課題を様々な視座から分析し、各事業主・事業所の個性がいかんなく発揮される環境整備に資するため、昭和39年より「中小企業労働事情実態調査」を実施しています。

2018年2月号では、平成29年度中小企業労働事情実態調査報告書より、「従業員数」「従業員の労働時間」「従業員の有給休暇」「新規卒者の採用」についてご紹介しました。今回は、「障害者雇用について」及び「賃金改定」についてご紹介します。

1. 障害者雇用について

(1) 障害者の雇用の有無

障害者の雇用状況をみると、京都府計で「雇用している」15.4%で全国平均（20.8%）を5.4ポイント下回っている。

産業別にみると、製造業の雇用率が16.0%で、非製造業の雇用率14.7%を1.3ポイント上回った。

具体的な業種では、「運輸業」（63.6%）、「機械器具製造業」（52.4%）で、半数以上のスコアがみられる。

規模別にみると、「100～300人」の事業所では8割以上の事業所が雇用しているのに対し、「99人以下」の事業所では4割以下にとどまっている。

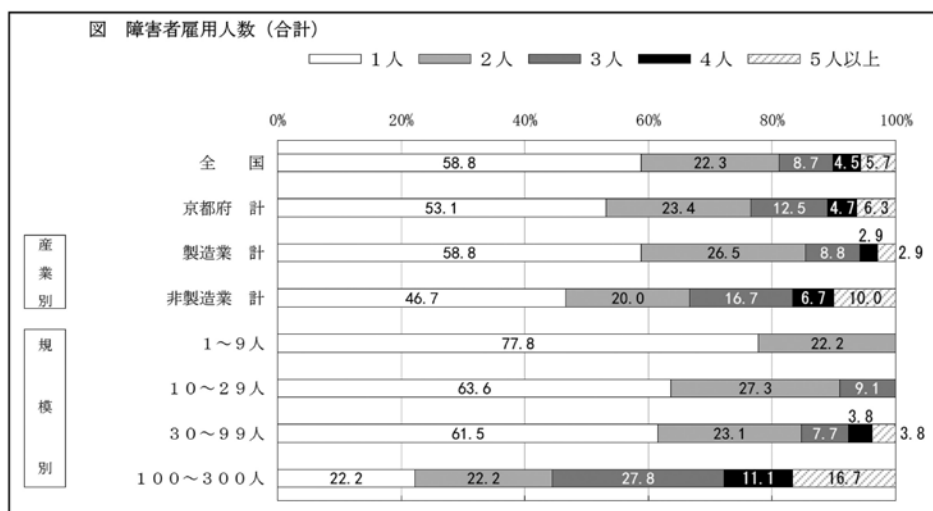
（※「木材・木製品製造業」「窯業・土石製品製造業」「情報通信業」は母数10未満のため参考数値）

(2)-1. 障害者の雇用人数(合計)

障害者の雇用人数をみると、京都府計で「1人」が53.1%で最も多く、次いで「2人」（23.4%）、「3人」（12.5%）、「5人以上」（6.3%）と続いている。

産業別にみると、製造業では「1人」との回答が58.8%と多くなっているのが目立つ。

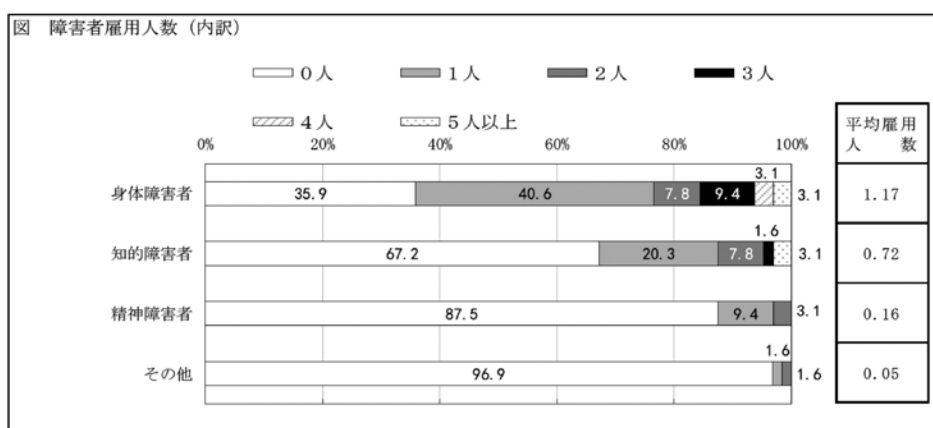
規模別にみると、大規模事業所ほど、雇用人数が多く、「100～300人」の事業所では「3人以上」雇用している事業所割合が半数を超えている。



(2)-2. 障害者の雇用人数(内訳)

障害者の雇用人数の内訳（京都府計）をみると、「身体障害者」を雇用している事業所は6割以上あるが、精神障害者を雇用している事業所は12.5%とまだ少ない。

1事業所あたりの平均雇用人数は、「身体障害者」（1.17人）、「知的障害者」（0.72人）、「精神障害者」（0.16人）、その他（0.05人）となっており、「身体障害者」を複数人以上雇用している事業所は20%を超えている。

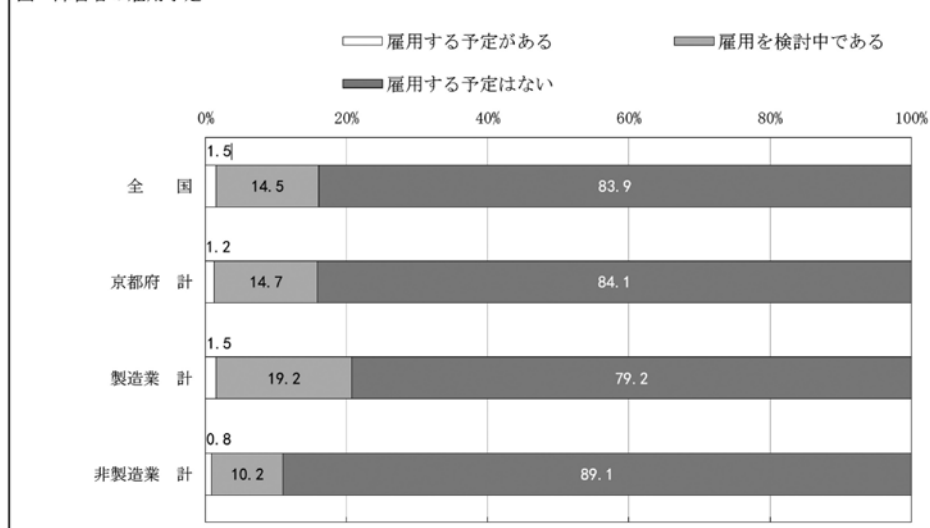


(3) 障害者の雇用の予定

障害者の雇用予定をみると、京都府計で「雇用する予定がある」が1.2%で全国平均(1.5%)を0.3ポイント下回った。「雇用を検討中である」では14.7%となり、全国平均(14.5%)を0.2ポイント上回っている。「雇用する予定はない」とする事業所は84.1%に達している。

産業別にみると、「雇用する予定がある」「雇用を検討中である」とともに、製造業が非製造業を上回っており、「雇用する予定がある」と「雇用を検討中である」を合わせて製造業が、非製造業より9.7ポイント高くなっている。

図 障害者の雇用予定



2. 賃金改定

(1) 賃金改定の実施状況

賃金改定の実施状況をみると、京都府計では「引上げた」が46.4%で最も多く、次いで「今年は実施しない(凍結)」(23.1%)、「未定」(21.6%)、「7月以降引上げる予定」(7.5%)と続き、「引上げた」事業所の割合は、前年度調査の43.7%から2.7ポイント増えている。

産業別に「引上げた」事業所の割合をみると、製造業(49.3%)が非製造業(43.3%)を6.0ポイント上回っている。

規模別に「引上げた」事業所の割合は大規模事業所ほど多くなり、「1~9人」の事業所では32.3%であるのに対し、「100~300人」の事業所では63.6%に達している。

ただし、前年度調査と比較すると大規模事業所は「30~99人」「100~300人」の事業所で前年度調査よりそれぞれ、5.2ポイント減、3.1ポイント減と減少しているのに対し、「1~9人」「10~29人」の事業所はそれぞれ、前年度調査から4.6ポイント増、4.5ポイント増と増加している。

(2) 改定額、率(賃金改定で引き上げを行った事業所に対しての質問)

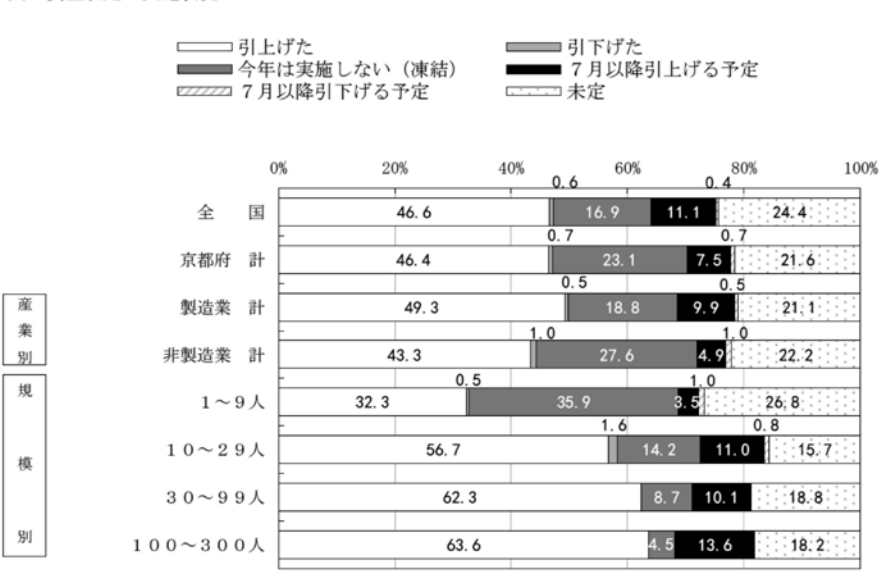
賃金改定の額・率をみると、京都府計の加重平均で、改定後の賃金：270,568円、同昇給額：6,654円、同昇給率：2.52%で、いずれも全国平均を上回り、前年度調査も上回っている。

産業別にみると、改定後の賃金は非製造業(293,547円)が製造業(262,097円)を上回り、昇給額・昇給率でも非製造業が上回っている。

改定後の賃金が高い業種(加重平均対象者数10名以上)をみると、「職別工事業」(324,252円)、「設備工事業」(313,155円)、「対事業所サービス業」(313,447円)など、非製造業種で高額の業種が多くなっている。また昇給額の高い業種としては「情報通信業」(12,659円)、「職別工事業」(14,773円)、「対事業所サービス業」(18,727円)などがある。

規模別で改定後賃金が高くなるのは、「100~300人」の事業所の286,613円となっている。

図 賃金改定の実施状況



組合事務のポイント

事業年度末～総会終了後の手続き

3月末に事業年度末を迎える組合が多いことから、年度末から通常総会開催後の必要な手続について再確認をしていきますので、チェックシートとしてご活用下さい。

- ☐ 【事業年度末】
 - ☐ 事業年度末決算処理
 - ☐ 出資の変更登記 → **年度末から4週間以内**
 - ☐ 決算関係書類・事業報告書の作成
 - ※決算関係書類とは・・・財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案(又は損失処理案)
 - ☐ 決算関係書類・事業報告書を監事へ提出
 - ※監事の権限が会計監査に限定されている場合には、事業報告書の監査は不要
 - ☐ 監査報告書の提出
 - ☐ 理事会の招集通知の発送 → **理事会の7日前までに**
 - ※全員の同意があれば招集手続きは省略可
 - ※定款の規定を変更すれば短縮可
- ☐ 【理事会の開催】
 - ・通常総会提出議案の審議
 - ・監事の監査を受けた決算関係書類・事業報告書の承認
 - ・通常総会開催日時・場所等の決定
 - ☐ 決算関係書類・事業報告書を組合事務所に備置き → **総会の2週間前までに**
 - ☐ 通常総会招集通知の発送、決算関係書類・事業報告書・監査報告書の提供
 - ※招集通知に決算関係書類・事業報告書・監査報告書を添付
 - ※招集通知は総会期日の**10日前までに**組合員に到達が必要
- ☐ 【通常総会の開催】
 - ・事業報告書及び決算関係書類の承認
 - ・事業計画及び収支予算の決定
 - ・定款変更
 - ・役員選挙 等
- ☐ 【通常総会終了】
 - ☐ 所管行政庁に決算関係書類等を提出 → **通常総会終了後2週間以内**
 - ☐ 所管行政庁に役員変更届 → **理事・監事を変更した場合、就任日から2週間以内**
 - ※役員の氏名又は住所に変更があった日から2週間以内に提出
 - ☐ 法務局に代表理事変更登記 → **代表理事を変更した場合、変更を生じた日から2週間以内**
 - ※重任の場合も含む
 - ☐ 所管行政庁に定款変更認可申請 → **定款変更を決議した場合、速やかに**
 - ☐ 法務局に定款変更に伴う登記 → **定款変更認可書の到達の日から2週間以内**
 - ※定款変更の内容が登記事項である場合
- ☐ 【税 務 申 告】 → **年度末終了後2ヶ月以内**
- ☐ 【関 連】
 - ☐ 代表理事を変更（新旧代表理事が別）した場合、組合の事務所を移転した場合には、税務署等及び取引金融機関への届け出等が必要 → **変更登記完了後**

役員選挙が行われた場合等
☐ 【理事会の開催】
 ・代表理事の選定 等

《組合事務等についてご不明点がございましたら、以下までお問合せ下さい》

京都府中小企業団体中央会 本 部 ☎ 075-314-7131(代) 北部事務所 ☎ 0773-76-0759

協会けんぽ(全国健康保険協会)にご加入の皆様へ大切なお知らせです

4月納付分から協会けんぽ京都支部の**保険料率が変わります**

健康保険料率
(都道府県単位)

平成29年度
(平成30年3月納付分まで)

9.99%

平成30年度
(平成30年4月納付分から)

10.02%

(0.03%引上げ)

介護保険料率※
(全国一律)

1.65%

1.57%

(0.08%引下げ)

※40歳から64歳までの被保険者様(介護保険第2号被保険者)が、健康保険料に加えてご負担。

皆さまの医療と健康を支えるため、このようなご負担につきまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。



全国健康保険協会 京都支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

☎ 075 - 256 - 8630 (企画総務グループ)

〒604-8508

京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町634

女子パシュート



パシュートなるスピードスケートの団体競技で日本が金メダル。世界でも有数の体格を誇るオランダの女子に勝った。しかも一度は抜かれるも、ラスト2周で大きく差を広げての金メダル。久しぶりに気持ちの良い金。日本人のチームワーク、素晴らしい。

明治維新以来、日清、日露の二つの戦争にも勝てた第一の要因であり、この日本人のチームワークこそが、モノづくりを始め、近代化を成し遂げた源。

体力差がある相手に対して、チームワークで対抗するには、知力が必要。さてその知力、徳川幕府の時代から寺子屋などで日本国民すべてになされていた初等教育の賜物。また、当時日本の主産業である農業では緻密で繊細な作業が必要であり、忍耐力や知識、ひとに対する思いやりなど、すべて徳と知識を教育された人たちの成果。スポーツといえども、このチームで挑んだパシュートの金メダルほど日本人として誇らしいものはない。

さて、“和を以て貴しと為す”。この日本人の精神を蔑ろにすることで、果たして幸福になれるのか。確かにしがらみによるがんじがらめの人生も困るが、日本の歴史が始まってからずっと続いている、この高貴な精神を壊すようなことがあってはならない。スポーツだけでなくあらゆることから、もう一度日本の良さを見直すべきだ。

ところで自明のことだが、日本はアメリカに戦争で敗れた。夜郎自大な職業軍人の精神論などアホなことを自ら進んで囃し立てたのが当時の日本の新聞。しかし、多くの日本人の犠牲のもとに非白人国が独立国になれたのも事実。

前文「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」

そろそろ日本も敗戦国の根性を棄てるべきではありませんか。

会長 渡邊 隆夫

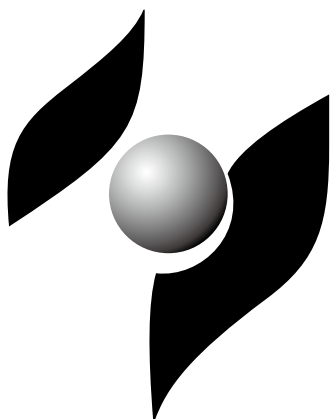
京都経済お天気

中小企業団体情報連絡員1月分報告より

■労働力確保は深刻な経営課題に

	業界景況天気図	概 況
全 体	12月→1月 	多くの業界において人手不足は慢性化しており、労働力確保は深刻な経営課題となっている。経営環境に不安材料は多く、今後の動向に注視が必要である。
製造業 12月 ↓ 1月 	繊維工業 	繊維業では、仕事の受注はあるが織手がないという現象が増えつつあり、後継者問題が深刻化してきているようだ。新年早々の成人の日に起きた「はれのひ」の問題が、業界・着物のマイナスイメージに繋がらないことを祈りたい。
	出版・印刷 	依然として厳しい経営環境下におかれている。
	鉄鋼・金属 	1月度の状況は全体として下向きとなっている。業界としては自動車関連、半導体が売上減少、収益状況も悪化している。組合員からは、「依然として人手不足で生産体制に支障をきたしている」との情報がある。
	一般機械等 	中長期的な経済予測が難しく、中小企業における設備投資は依然慎重な局面にある。一般機械製造業では、人手不足で受注を断らざるを得ないような企業も一部で見受けられる。
	その他製造業 	製茶業では、依然として抹茶や抹茶スイーツのブームは続いており活気が見られる。プラスチック製品製造業では、電子部品、自動車部品、精密機器部品を中心に回復傾向にあるが、他は受注先によって落ち込み状態で足踏みしており明暗を分けている。
非製造業 12月 ↓ 1月 	卸 売 	生鮮食料品卸売業では、1月中旬以降大型の寒波が襲来したため野菜・果物・鮮魚など生鮮食品の入荷が大幅減少、低調な商いとなった。繊維・衣服等卸売業では、慢性的な売上減に変わりはない。
	小 売 	燃料小売業では、人手不足が深刻で、人材確保（アルバイト、パート）を含む求人難から現有スタッフに大きな負担がかかっており厳しい運営状況との声があった。
	商店街 	静かな年明けで、商店街内においては外国人旅行者も中旬ぐらいまでは少なく、全体的にも人通りは少なめであった。株価は上がっているが商店街内での景況は依然厳しい状況である。
	サービス 	旅行業では、宿泊は低調ではあったが、観光・バスが好調で前年同月比を上回った。また、海外についても好調であった。
	建 設 	昨年末の受注の動きは止まってしまったようで、1月の景気は悪くなっている。
	運輸・倉庫 	道路旅客運送業では、乗務員数は相変わらず増える要因はなく、徐々に減少しているのが業界の実態である。厳寒の時期はお客様も少ないが、雪など降れば一斉に多忙を極めるものの、雪道や凍結路に慣れていない乗務員が多く、危険を犯してまで出庫させることは避けているのが現状である。

快晴 DI値 40以上	晴れ 20~40未満	くもり 20未満~△20未満	小雨 △20~△40未満	雨 △40以上
-------------	------------	----------------	--------------	---------



人を思う。未来を思う。

商工中金

新型定期預金

マイハーベスト

有利な金利設定

通常の債券・定期預金（固定金利）より 高めの金利（当金庫内比較）
をご提供します。ただし、原則として満期日前の解約はできません。

1年、2年、3年から期間が選べる

将来の計画に合わせてお好きな期間を選べます。

- お預け入れは、50万円以上 1円単位です。
- お預け入れは、個人のお客さまに限らせていただきます。
- 詳しくは店頭のチラシまたはホームページをご覧ください。

商工中金 京都支店

〒600-8421 京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町 159-1

TEL 075-361-1120

<http://www.shokochukin.co.jp/>



人を思う。未来を思う。

商工中金



**国がバックアップする
退職金制度があること、
ご存知ですか**

それが、

中小企業退職金共済制度

1. 国の制度だから安心

しかも掛金の一部を国が助成します。

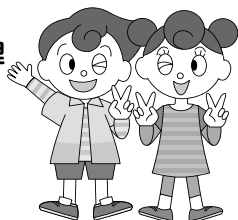
まず、特長はこの3つ

2. 社外積立でラクラク管理

社外積立なので手間がかかりません。

3. 掛金は全額非課税で有利

手数料もかかりません。



さらに

パートタイマーさんや
家族従業員も加入できます。

*他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

お問合せもお気軽に



詳しくは
ホームページで

中退共

検索

中退共
CHU-TAI-KYO

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

TEL (03)6907-1234 FAX (03)5955-8211

表紙タイトル「協同」背景色は、京都府印刷(工)が京にゆかりのある名前を
付した12色を創作したうちの「哲学の道色」です。

なが — い、おつきあい。

貯める、運用する、借り入れる、
積み立てる、備える、管理する…
京都銀行は、人生のさまざまなシーンで
皆様を応援します。
お気軽にご相談ください。

飾らない銀行

京都銀行

<https://www.kyotobank.co.jp/>

月刊中小企業連携組織活性化情報 **協同**

3/2018 平成30年3月1日発行 通巻855号

編集・発行

京都府中小企業団体中央会

〒615-0042 京都市右京区西院東中水町17(西大路五条下ル) 京都府中小企業会館4階

TEL 075-314-7131 FAX 075-314-7130

URL <http://www.chuokai-kyoto.or.jp> E-Mail web@chuokai-kyoto.or.jp